

志木市地球温暖化対策実行計画

(区域施策編)

～市民力集結！ゼロカーボンシティの実現へ！～

埼玉県志木市

令和7年2月

策定にあたって

志木市は、都心から 25km 圏内にありながら、市内の中心を新河岸川や柳瀬川、さらに東には荒川の 3 本の河川が流れるなど水と緑、人と自然が調和した住宅都市として発展しています。

この豊かな自然を未来へ引き継ぐために、これまで、本市でも「環境基本計画」や「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」等の計画に基づき温室効果ガス排出量削減に向けた取組を推進してまいりました。



しかしながら、国内では、2023 年の台風 2 号や 2024 年 7 月の大雨のような巨大台風や局地的ゲリラ豪雨といった、地球温暖化が関係する気候変動が、私たちの生活へ影響を及ぼしており、地球温暖化対策は、世界共通の喫緊の課題となっております。

こうした状況の中、国においては、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」の実現を目指すことを表明し、本市においても、2024 年 4 月に、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言いたしました。

この「ゼロカーボンシティ」宣言を実現するために必要となる、市・市民・事業者の取組をまとめたものが「志木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」です。

今後、本計画を着実に推進するためには、市民・事業者の皆様の力、「市民力」なくして成しえません。一人ひとりの「市民力」と市が、連携し、一步一步着実に取り組むことで、本計画の遂行につながるとともに、その効果を最大限に高めるものと考えておりますので、今後も、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたり、ご審議をいただきました志木市環境審議会の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民や事業者の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和 7 年 2 月

志木市長

香川 武文

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
（1）地球温暖化の進行	1
（2）地球温暖化による生活への影響	2
ア 海の水が増え、陸地が減る	2
イ 動物や植物が絶滅の危機に扮する	2
ウ 病気（伝染病）が増える	2
エ 食物が少なくなる	2
（3）気候変動	2
ア 日本の現状	3
イ 志木市の現状	5
（4）国内外における地球温暖化対策の動向	6
ア 国際的動向	6
イ 国の動向	6
ウ 埼玉県 of 動向	7
（5）志木市における地球温暖化対策	7
2 計画の位置づけ	9
3 区域の特徴	10
（1）地域の概要	10
（2）気候概況	10
（3）人口と世帯数	10
（4）地域の産業の動向	10
4 計画期間等	11
（1）目的	11
（2）計画期間・基準年度	11
（3）対象とする温室効果ガスの種類	12
第2章 志木市における温室効果ガスの排出状況	13
1 温室効果ガスの排出状況	13
2 温室効果ガス排出量の将来推計・目標	15
第3章 目標達成に向けた取組	18

第4章 計画の推進体制・進行管理	27
1 計画の推進体制	27
（1）志木市地球温暖化対策実行計画推進会議の主な役割	28
2 計画の進行管理	28
資料編	
本計画と「SDGs」との関係	29

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

(1) 地球温暖化の進行

地球は太陽からのエネルギーにより暖められるのと同時に、熱エネルギー（赤外線）を宇宙に放射しています。大気中に含まれる CO_2 などの温室効果ガスは、放射される熱エネルギーの一部を吸収し、地球の平均気温を人間や多くの生物が生きるのに適した温度に保っています。

18世紀に工業化が始まると、石炭や石油など化石燃料の燃焼を通じて大量の CO_2 が大気中に排出されるようになりました。また、 CO_2 を吸収する森林の減少等の影響もあり、大気中の CO_2 濃度は工業化以前から大幅に上昇しています。濃度の上昇に伴って大気中に留まる熱エネルギー量が増加し、地球の平均気温が急速に上昇しています。これが地球温暖化のメカニズムです。

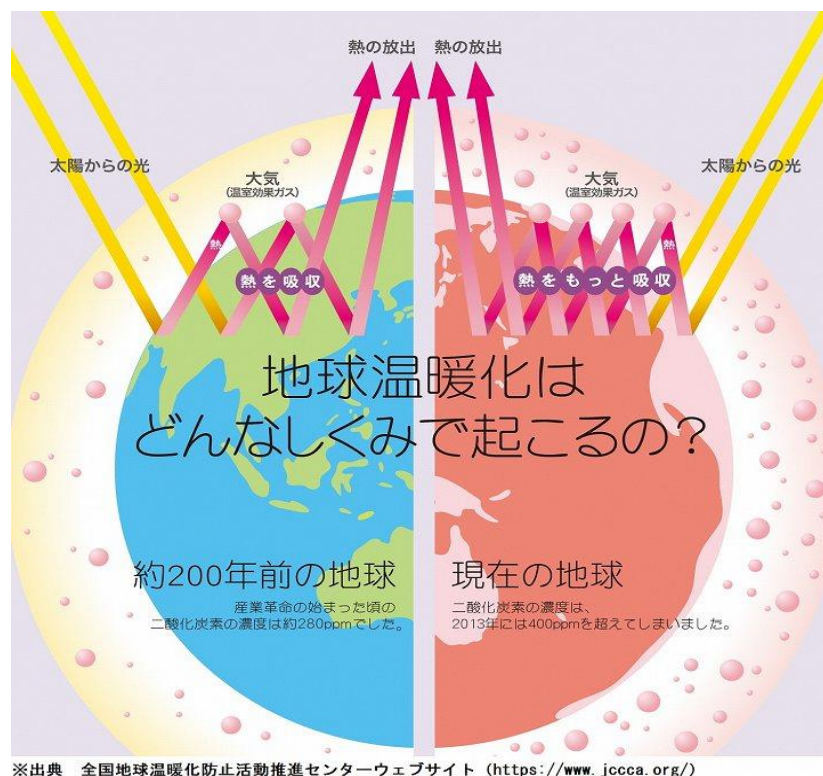


図1-1 地球温暖化の仕組み

(2) 地球温暖化による生活への影響

温室効果ガスが増え続けると地球温暖化が進み、様々な影響があります。

ア 海の水が増え、陸地が減る

南極や北極などの寒い地域や高い山にある氷や氷河が溶けて、海の水位が上がり低い土地は海に沈む心配があります。

イ 動物や植物が絶滅の危機に扮する

氷の海に暮らす動物は、その生活圏が奪われるとともにエサが少なくなり生きていけなくなります。また、陸地が減ることにより植物の種類も減ることが考えられます。

ウ 病気(伝染病)が増える

熱中症が増えたり、暖かい国で流行するマラリアなどの感染症の発生が増えたりする可能性があります。

エ 食物が少なくなる

気候変動の影響で、集中豪雨や干ばつなどの影響により農作物がとれなくなり、食料生産に大きな影響があると言われています。

(3) 気候変動

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021 年 8 月には、I P C C（気候変動に関する政府間パネル）第 6 次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

ア 日本の現状

2023 年の日本の平均気温の基準値（1991～2020 年の 30 年平均値）からの偏差値は $+1.29^{\circ}\text{C}$ で、1898 年の統計開始以降、2020 年を上回り最も高い値となりました。日本の平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には 100 年あたり 1.35°C の割合で上昇しています。特に 1990 年以降、高温となる年が頻出しています。

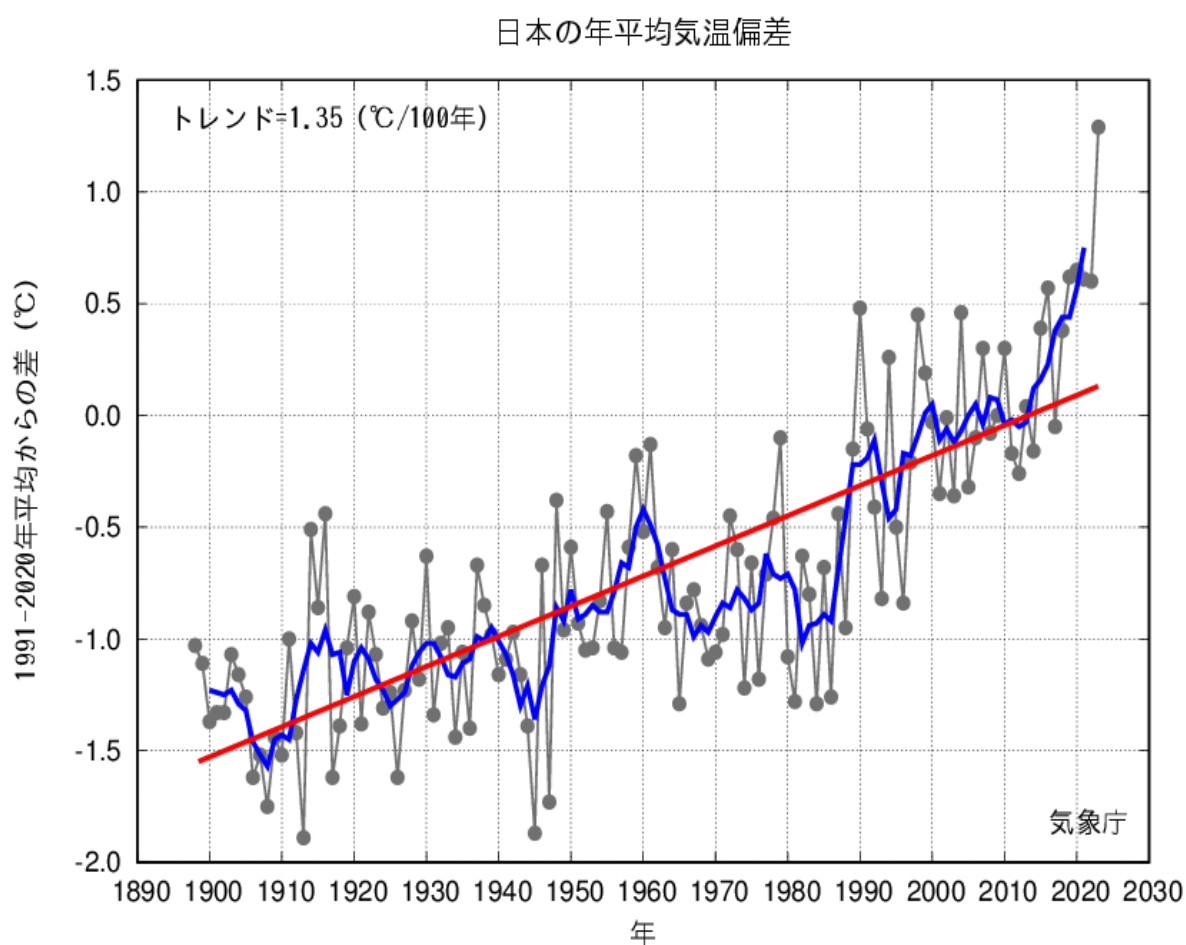


図 1 - 2 日本の年平均気温偏差
出典：気象庁ホームページ日本の平均気温

21 世紀末の日本を 20 世紀末と比べた場合、年平均気温の上昇、猛暑日、熱帯夜の日数の増加（2℃上昇シナリオによる予測で約 2.8 日・約 9.0 日増加、4℃上昇シナリオによる予測で約 19.1 日・約 40.6 日増加）、日本沿岸の海面水位の上昇、激しい雨の増加、日本付近における台風の強度の高まりが予測されています。

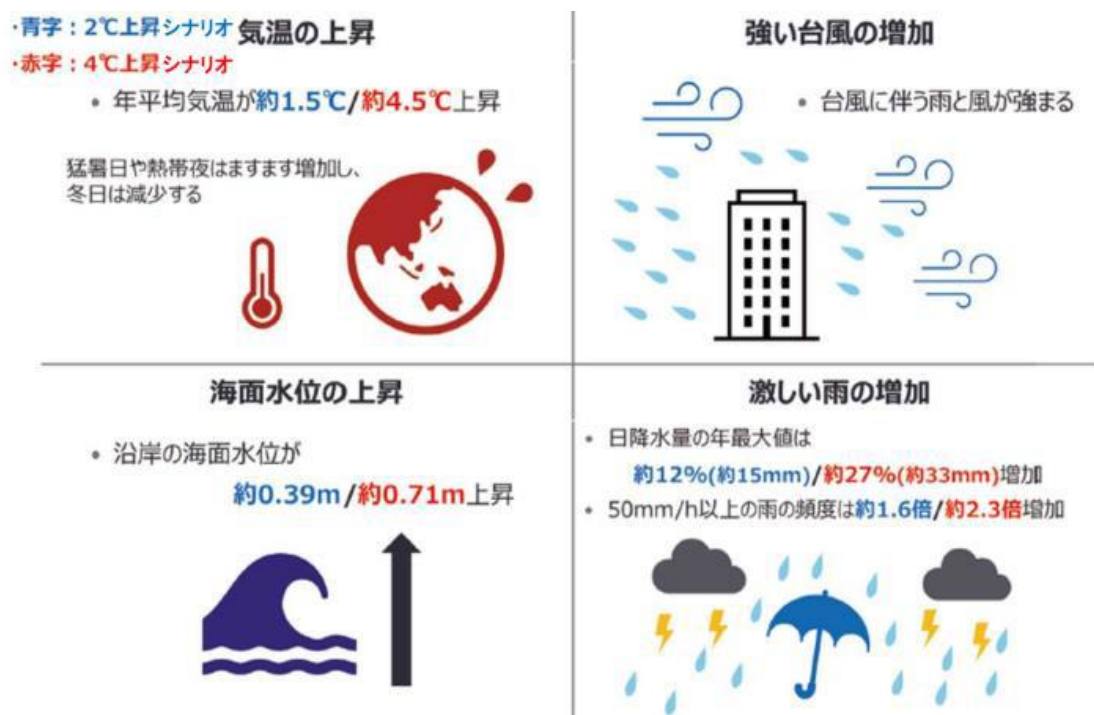


図 1－3 気候変動の影響の将来予測

出典：国土交通省総合政策局「令和 4 年版国土交通白書概要」

イ 志木市の現状

1979 年から 2023 年までにおける年平均気温と真夏日（最高気温 30℃以上）の年間日数について、本市に近い所沢気象観測所における観測結果は、グラフのとおりです。

年平均気温は、変動しながら上昇しています。また、真夏日は、1992 年以降年間 40 日を超える年が増加しています。

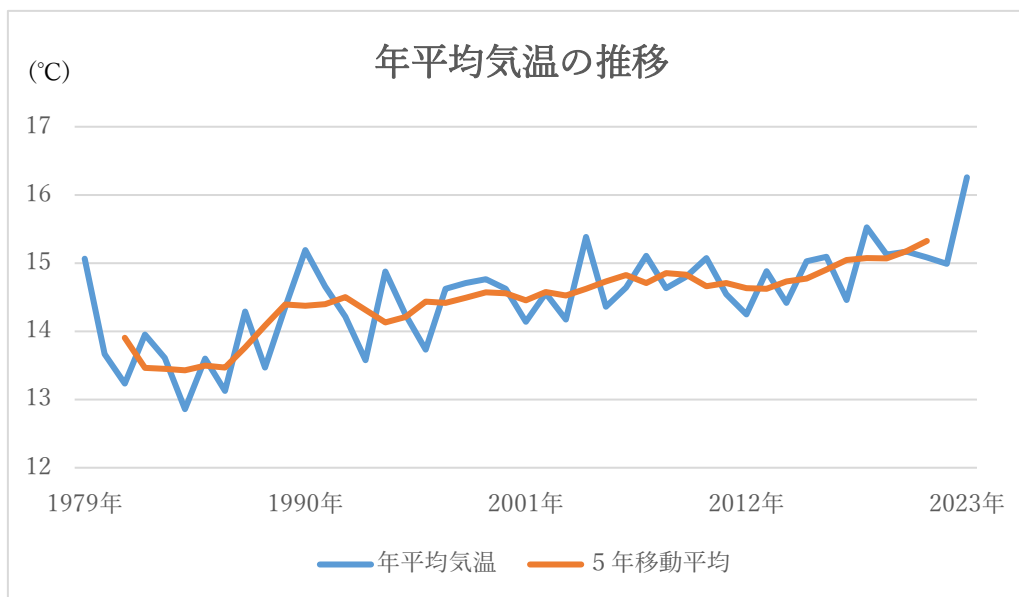


図 1－4 志木市の年平均気温の推移
出典：気象庁（所沢気象観測所）より作成

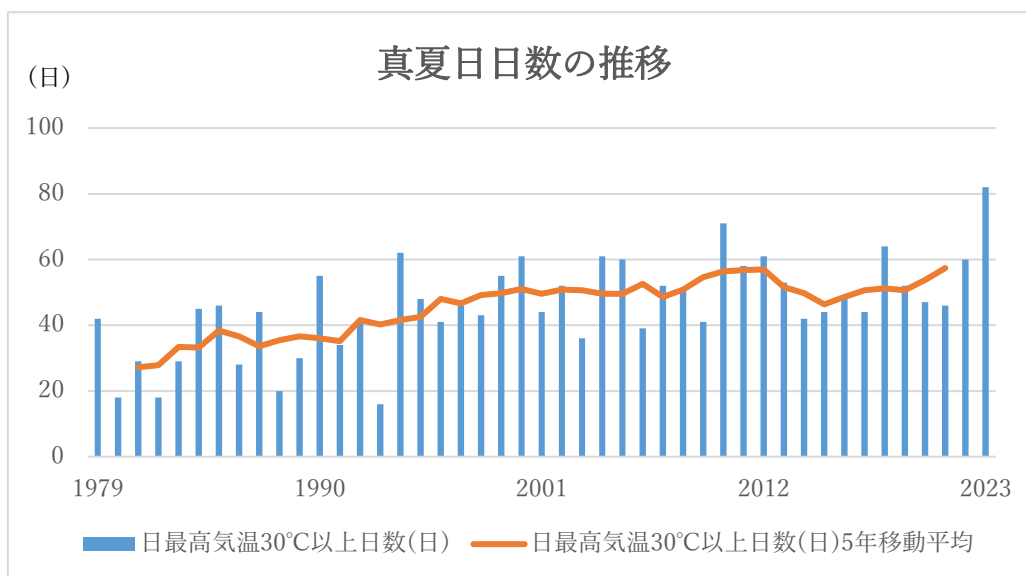


図 1－5 志木市の真夏日日数の推移
出典：気象庁（所沢気象観測所）より作成

(4) 国内外における地球温暖化対策の動向

ア 国際的動向

2015 年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、第 21 回締約国会議（C O P 2 1）が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献 (nationally determined contribution) を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018 年に公表された I P C C 「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、C O₂排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

イ 国の動向

2020 年 10 月、我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021 年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021 年 10 月には、これらの目標が位置付けられた地球温暖化対策計画の閣議決定がなされました。地球温暖化対策計画においては、我が国は、2030 年、そして 2050 年に向けた挑戦を絶え間なく続けていくこと、2050 年カーボンニュートラルと 2030 年度 46%削減目標の実現は決して容易なものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠であること、目標実現のために、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していくことなどが示されています。

ウ 埼玉県の動向

県では、2020 年度から 2030 年度を計画年度とする「地球温暖化対策実行計画（第 2 期）」を 2020 年 3 月に定め、地球温暖化対策を推進しています。

今後も、国際情勢や国の動向をより注視しながら、地球温暖化対策を進めていくこととされています。

表 1－1 国および埼玉県の地球温暖化対策に関する計画と目標値

計画・目標値	国		埼玉県	
計画名 (策定年度)	「地球温暖化対策計画」 (2021 年 10 月閣議決定)		埼玉県地球温暖化対策実行計画 (第 2 期) 改正版(2023 年 3 月)	
基準年度	2013 年度			
目標年度	2030 年度			
削減目標	▲46%		▲46%	
部門別 削減目標	産業	▲38%	産業	▲47.8%
	業務その他	▲51%	業務その他	▲55.6%
	家庭	▲66%	家庭	▲53.7%
	運輸	▲35%	運輸	▲31.6%

(5) 志木市における地球温暖化対策

本市においては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の施行に伴い、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）として、2000 年度に「志木市地球温暖化防止計画」を策定し、温室効果ガス削減と環境負荷低減に向けた取組を開始しました。

その後、2005 年度に第二次志木市地球温暖化防止計画を策定、2009 年度には名称を「志木市地球温暖化対策実行計画」とし、現在は第 6 次志木市地球温暖化対策実行計画を 2021 年度から 2025 年度の計画年度とし温暖化対策に取り組んでいます。

具体的な取組としては、2009 年度から、住宅に設置する太陽光発電システム設置に対し補助金を交付し再生可能エネルギーの拡大を図り、その後、HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）やガスコージェネレーションシステム（エネファーム）を追加しましたが、太陽光発電システムは普及が進んでいることから、現在はエネファームのみが補助対象となっています。

また、市有施設への太陽光発電システムについては、2015 年度にいろは遊学館に、2016 年 3 月に志木市水道庁舎、2022 年 7 月に新庁舎に設置するとともに、2016 年度には、「屋根貸し事業」により、市内の小・中学校の屋上に太陽光発電システムを設置しました。

さらに、国が2020年10月に宣言した2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする2050年カーボンニュートラルを受け、2024年4月に2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

そして、これまでの取組を踏まえ、市全体の温室効果ガスの排出量削減をさらに推進するための総合的な計画として、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、環境負荷の低減に向けて啓発活動に取り組めます。

志木市ゼロカーボンシティ宣言

近年、温室効果ガスの増加により世界的な気温上昇による気候変動の影響は深刻な状況であり、経験したことのない集中豪雨や大型台風が発生し、生活環境を脅かしています。

2018年に公表されたIPCC（国際連合の気候変動に関する政府間パネル）では、世界の平均気温の上昇を1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素の排出量を2050年に実質ゼロにする必要があるとしています。

我が国でも、気候変動問題に関する国際的な枠組みであるパリ協定に定める目標の達成に向け、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を2020年10月に宣言しました。

このような背景の中、志木市においても地球温暖化という一刻の猶予もない課題に対し、脱炭素社会の実現に向けた取り組みの更なる推進が求められています。

このことから、志木市は、市民・事業者・市が一丸となり、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指し、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを進めていくことをここに宣言します。

2024年（令和6年）4月26日

志木市長

香川 武文

2 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律で規定する地方公共団体実行計画において、温室効果ガスの排出量の抑制などを行うための施策に関する事項を定める計画であり、本市の上位計画や関連計画との整合を図っています。

また、国や埼玉県の詳細計画を踏まえ適応策を進めます。

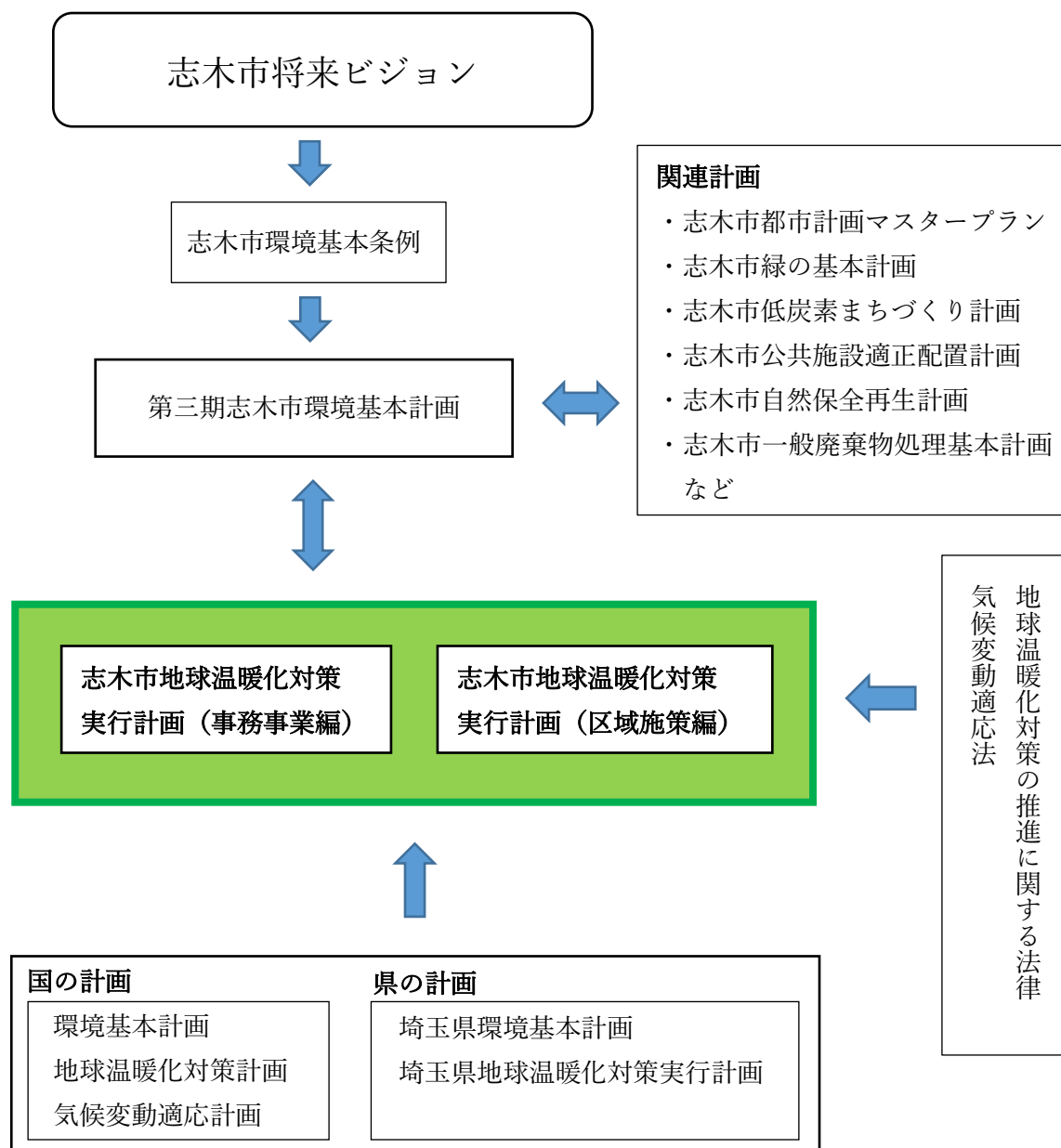


図 1 - 6 本計画の位置づけ

3 区域の特徴

(1) 地域の概要

本市は、首都近郊 25km 圏内にあり、埼玉県南西部に位置し、面積 9.05 km²、東西に 4.7km と全国でも 6 番目に小さい市です。

本市は、東は荒川を隔ててさいたま市に、南から西は朝霞市、新座市及び三芳町に、北は富士見市に接しています。

本市の中心には新河岸川と柳瀬川、さらに東には荒川の 3 本の河川が流れています。柳瀬川は富士見市との境を流れ、市の中心部で新河岸川と合流し、荒川はさいたま市との境を流れており、水と緑、人と自然が調和した住宅都市として発展しています。

(2) 気候概況

本市は、太平洋側気候で埼玉県の中でも内陸の平野部に位置しているため、冬季は北北西の季節風によりかなり冷え込む日があり、晴天の日が多く、空気が乾燥しています。一方、夏季には南東の季節風により気温が上昇し、日中はかなり高温になります。

また、市内には 3 本の河川もあることから海洋性の気候の特徴が見られ、最高気温と最低気温の差が小さく、一般的に降水量は多くなっています。

(3) 人口と世帯数

人口については、昭和 45 年の市制施行以来、増加を続け 2011 年に 70,000 人を超え、令和 5 年 10 月 1 日時点で 76,454 人と 76,000 人台を推移しています。

世帯数についても 2011 年に 30,000 世帯を超え令和 5 年の世帯数は 36,463 世帯でやや増加の傾向にあります。

(4) 地域の産業の動向

本市の産業構造は、経済センサス基礎調査によると第三次産業が 76%、第二次産業が 23%、第一次産業が約 0.2%となっており、第三次産業に依存した産業構造になっています。

また、市内における民営の事業所総数 2,095 所のうち、従業員数が 100 人未満の事業所がおおよそ 99%を占めており 50 人未満の事業所数でも 97%以上と中小企業及び小規模事業者が大半を占めています。

4 計画期間等

(1) 目的

本市から排出される温室効果ガス排出量の削減に向け、本市の現状や地域特性を踏まえ、市・市民・事業者等の各主体の役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とします。

(2) 計画期間・基準年度

志木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の計画期間は、策定年度 2024 年度の翌年である 2025 年度から 2030 年度の 6 年間とし、目標や目標に向けた取組を設定します。また、地球温暖化対策は、中長期的な未来を視点とした観点で必要な対策について検討することが重要であること及び、志木市ゼロカーボンシティ宣言を踏まえ、長期目標年度を 2050 年度とします。

なお、志木市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の目標年度が 2025 年度となるため、志木市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を含め、2026 年度に見直し作業を行います。また、社会経済情勢の変化や科学技術の進歩などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しをします。

表 1－2 計画期間

年度	2021	……	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
事務 事業編	第 6 次				見直し（第 7 次）				
区域 施策編			策定 年度	計画期間					

※事務事業編と区域施策編について

事務事業編とは、2000 年度から開始され、現在は、第 6 次として進行している市（行政）がカーボンニュートラルを実現するために取り組む事項をまとめた計画です。

区域施策編とは、市民及び事業者がカーボンニュートラルを実現するための具体的な施策や取組等をまとめた計画です。

(3) 対象とする温室効果ガスの種類

温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に掲載される以下の7種類のガスを示しますが、本計画では、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）は排出がない、又は微量であり把握が困難であるため、事務事業編と同様に、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）の4種類とします。

表1－3 計画の対象となる温室効果ガスの種類

種類	主な排出源	計画対象
二酸化炭素（CO ₂ ）	燃料の燃焼、電気の使用、廃棄物の燃焼等	対象
メタン（CH ₄ ）	廃棄物の燃焼、自動車の走行等	対象
一酸化二窒素（N ₂ O）	廃棄物の燃焼、自動車の走行等	対象
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコン等	対象
パーフルオロカーボン類（PFCs）	半導体の製造等	対象外
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	電気の絶縁体等	対象外
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体や液晶基盤の洗浄等	対象外

第2章 志木市における温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガスの排出状況

本市の温室効果ガス排出量は、2021 年度において、225 千 t-CO₂であり、基準年度の 2013 年度の 284 千 t-CO₂と比べ 59 千 t-CO₂ (20.8%) 減少しています。

表 2-1 温室効果ガス排出量の状況

部門・分野	2013 年度排出量 [千 t-CO ₂]	2021 年度排出量 [千 t-CO ₂]	増減率 (%)
産業	21	16	▲23.8
製造業	15	11	▲26.7
建設業・鉱業	4	3	▲25.0
農林水産業	2	2	0.0
業務その他	71	58	▲18.3
家庭	115	85	▲26.1
運輸	73	61	▲16.4
自家用車・旅客	44	34	▲22.7
貨物車	24	22	▲8.3
鉄道	6	5	▲16.7
廃棄物分野 (一般廃棄物)	6	6	0.0
合計	284	225	▲20.8

※ 業務その他部門とは、産業部門である建設業・鉱業、農林水産業、製造業に該当しない事業者と行政の2つの主体が対象となっています。行政については、既に志木市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）において取り組んでいます。

※ 小数点以下の四捨五入により、内訳ごとの数値の合計値が「合計」と一致しない場合があります。

出典：環境省「自治体排出量カルテについて」

■ 部門・分野ごとの温室効果ガス排出量をみると、家庭部門が最も多く、続いて運輸部門、業務その他部門となっています。

■ 一般家庭が関連する「家庭部門」、「自家用車・旅客」「廃棄物分野(一般廃棄物)」の3項目を合計すると、全体の排出量の半分以上を占めています。

部門・分野別CO₂排出量の推移

[千t-CO₂]

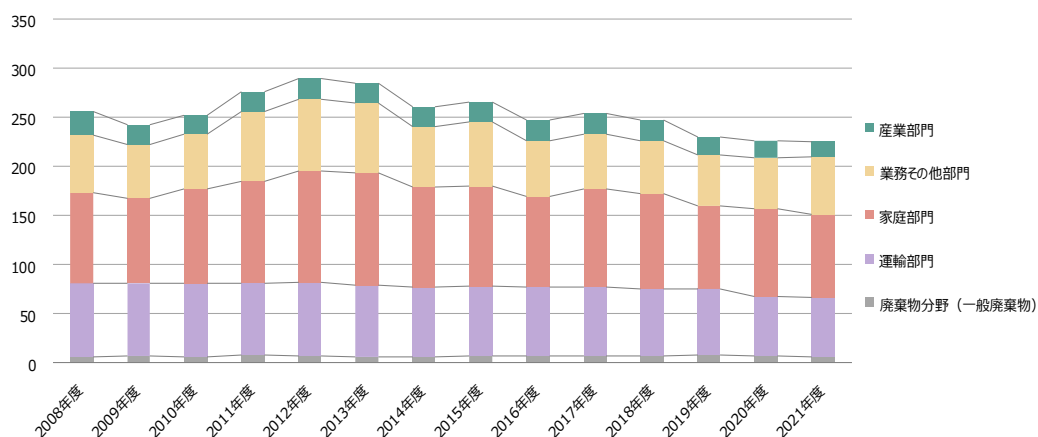


図 2-1 部門分野別CO₂排出量の推移

出典：環境省「自治体排出量カルテについて」

表 2-2 部門・分野別温室効果ガス排出量の推移

[千 t-CO₂]

部門・分野	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
産業	21	20	21	21	21	20	19	17	16
製造業	15	14	15	15	15	15	13	12	11
建設業	4	3	3	3	3	3	3	3	3
鉱業									
農林	2	2	2	3	2	2	2	2	2
水産業									
業務その他	71	62	65	57	55	54	52	52	58
家庭	115	101	102	92	101	97	85	89	85
運輸	73	71	71	70	70	68	67	61	61
自家用車・旅客	44	42	42	42	41	41	40	35	34
貨物車	24	24	24	23	23	23	23	22	22
鉄道	6	5	5	5	5	5	5	5	5
廃棄物分野	6	6	6	6	7	7	7	7	6
合計	284	260	265	247	253	247	230	226	225

※ 小数点以下の四捨五入により、内訳ごとの数値の合計値が「合計」と一致しない場合があります。

出典：環境省「自治体排出量カルテについて」

2 温室効果ガス排出量の将来推計・目標

現状趨勢ケース(BAU)の推計手法

将来的に見込まれる温室効果ガスの排出状況を考慮するために、今後、追加的な地球温暖化対策を見込まないまま推計した場合（現状趨勢ケース（BAU））の温室効果ガス排出量を推計します。

全体計画の目標

本市の区域施策編で定める計画全体の総量削減目標は、国の地球温暖化対策実行計画等を踏まえ、本計画の最終年度である 2030 年度の温室効果ガス排出量を、基準年度である 2013 年度と比較して 46%削減と設定します。

なお、県が「地球温暖化対策実行計画（第 2 期）」において実施する取組を参考としたうえで、本市も各分野の削減目標値を設定しております。

表 2－3 温室効果ガス排出量の目標

温室効果ガス 排出量・吸収量 (単位：千 t－CO ₂)	2013 年度 (基準年度)	2030 年度 (BAU 値)	2030 年度 (目標年度)	削減目標 (基準年度比)
産業	21	15	11	▲47.6%
製造業	15	10	8	▲46.7%
建設業・鉱業	4	3	2	▲50.0%
農林水産業	2	2	1	▲50.0%
業務その他	71	54	31	▲56.3%
家庭	115	77	58	▲49.6%
運輸	73	60	50	▲31.5%
自家用車・旅客	44	34	30	▲31.8%
貨物車	24	22	17	▲29.2%
鉄道	6	4	3	▲50.0%
廃棄物分野	6	6	3	▲50.0%
合計	284	212	153	▲46.1%

※ 小数点以下の四捨五入により、内訳ごとの数値の合計値が「合計」と一致しない場合があります。

※ BAU 値は、環境省の「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツールにより算定しました。

温室効果ガス排出量の将来推計

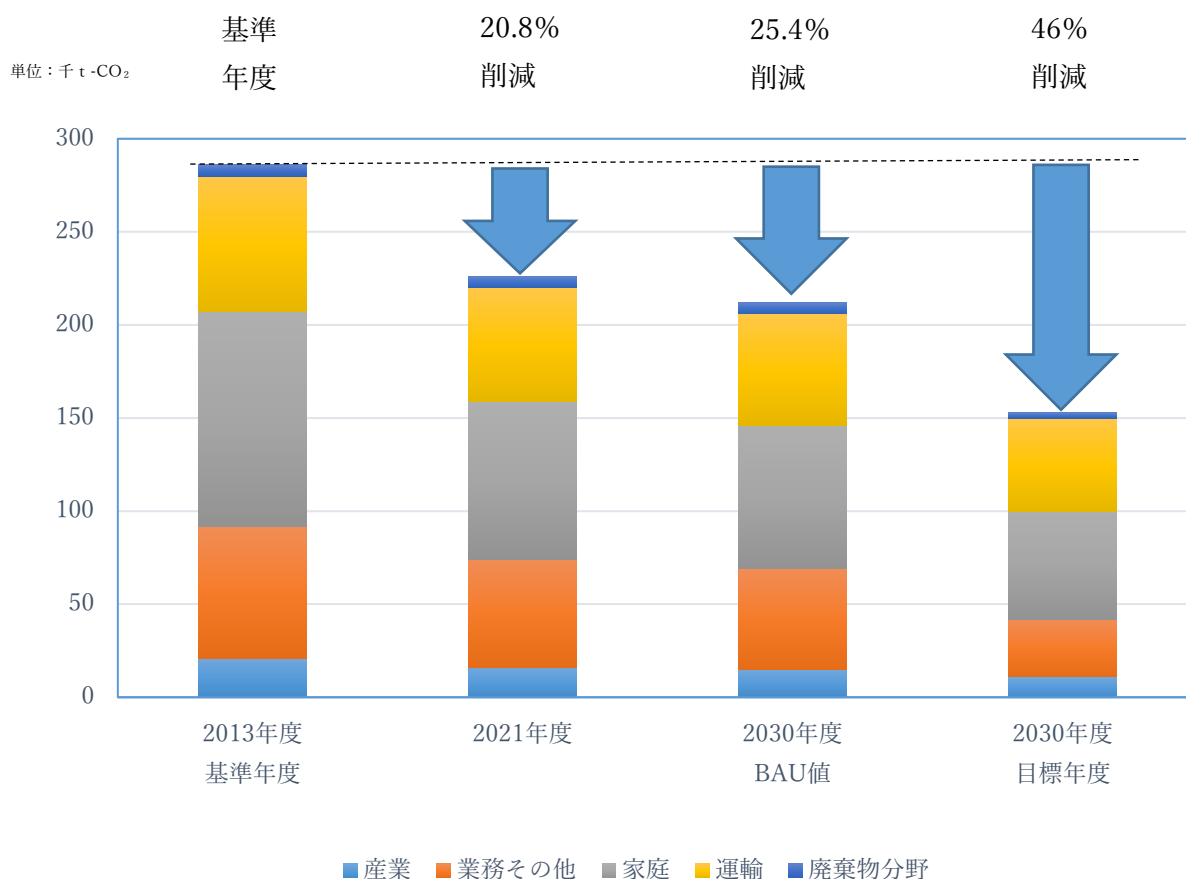


図 2 - 2 温室効果ガス排出量の将来推計

温室効果ガス排出量の削減目標

【2030 年度までの目標】

2030 年度までに市域からの温室効果ガス排出量を
2013 年度比で **46%以上の削減**の達成に向けた取組を推進します。

【2050 年度までの目標】

2050 年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする
「**ゼロカーボンシティ**」の**実現**に向けた取組を推進します。

コラム

～杉の木を例に挙げて二酸化炭素の削減量について考えてみよう～

○二酸化炭素排出量が明らかになっている 2021 年度の排出量から、目標年度である 2030 年度までに総排出量を 72 千 t-CO_2 削減する必要があります。

2021 年度排出量 (225 千 t-CO_2) - 2030 年度目標値 (153 千 t-CO_2)



必要削減総排出量 72 千 t-CO_2



- ・ 9年間で 72 千 t-CO_2
- ・ 1年あたりに換算すると・・・

2021 年度から 2030 年度まで毎年 8 千 t-CO_2 の削減が必要

- ・ 杉の木が 1 年間に二酸化炭素を吸収する量と比べると・・・
(年間削減必要量 8 千 t-CO_2) / (杉の木による吸収量 $8.8 \text{ kg-CO}_2/\text{本} \cdot \text{年}$)



杉の木 90 万本に相当

・ この数字からも膨大な量の二酸化炭素を削減する必要があることが分かります。

削減すべき二酸化炭素の量は膨大ですが、一人ひとりが省エネを意識して、日常生活の中で省エネ行動に取り組むことが大切です。

※杉の木 1 本あたりの二酸化炭素吸収量は $8.8 \text{ kg}/\text{本} \cdot \text{年}$
(出典：環境省林野庁HP)

第3章 目標達成に向けた取組

ポイント1 緩和策と適応策

本計画は、「緩和策」と「適応策」の取組を2つの柱とします。

地球温暖化対策には、温室効果ガスの排出を抑える「緩和策」と、「緩和策」を進めてもなお避けることの出来ない気候変動による豪雨や土砂災害に備える「適応策」があります。

- ・地球温暖化対策には、温室効果ガスの直接的な削減につながる「緩和策」が最も必要かつ重要な対策です。
- ・しかしながら、「緩和策」の効果が現れるには長い時間がかかることから、過去に排出された温室効果ガスの大気中への蓄積による異常気象は避けられません。このため、悪影響を最小限に抑える「適応策」が不可欠です。

ポイント2 志木市環境基本計画との整合性

本計画は、環境分野の上位計画である「志木市環境基本計画」との整合性をとりつつ、地球温暖化対策をさらに推進するための取組を位置付けます。

本市における地球温暖化対策については、これまでも「志木市環境基本計画」に位置付け、さまざまな取組を推進してきました。こうしたことから、本計画については「志木市環境基本計画」と整合性を図ることとし、同計画に掲げる「望ましい環境像～ずっと住み続けたい、人と川で彩る快適なまち～」の実現に向けた、地球温暖化に資する取組を位置付けます。

ポイント3 重点取組は、全体の温室効果ガス排出量の8割以上を占める家庭部門等及び業務その他部門における削減

本計画は、本市の温室効果ガス排出量の半分以上を占める「家庭部門等」及び4分の1以上を占める「業務その他部門」における温室効果ガスの削減を、重点取組として位置付けます。

本市における温室効果ガス排出量については、市内の産業は第3次産業が中心であり、第1次・第2次産業が少ない等の理由から、主に一般家庭が関連する家庭部門、自家用車・旅客、廃棄物（一般廃棄物）の3つの項目を合計した「家庭部門等」が全体の半分以上を占めています。また、「その他業務部門」でも4分の1以上を占めていることから、家庭及び事業者において8割以上を占めている状況です。

こうしたことから、「家庭部門等」及び「その他業務部門」における取組を重点取組として位置付けることにより、それぞれの主体である市民及び事業者の行動変容につなげます。

施策体系

- ・ゼロカーボンの促進に資する、市民・事業者の省エネ等の行動につながる市の施策をまとめました。
- ※ 市の施設等における取組もゼロカーボン普及啓発につながる事業として掲載

取組の柱・1 緩和策

(1) エネルギー利用の効率化の促進(省エネルギー)

市民、事業者、行政が、節電・節水・エコドライブ等により、省エネルギーを意識したスタイルの普及を促進します。

※「エコドライブ」とは、ドライバーが、燃料消費や二酸化炭素を減らし、地球温暖化防止に向けた運転をすることです。エコドライブを実践することで交通事故も減らすことができます。

① 省エネルギーの推進

・省エネルギー機器の設置費用に対する国・県等の補助制度の普及啓発に努めます。(環境推進課)

・道路照明灯などのエネルギーを利用する交通安全施設の整備にあたっては、LED化による消費電力の削減に努め、安全で快適な道路交通環境を確保します。(都市計画課)

・市庁舎に、電気自動車急速充電器の整備、全面LED照明の設置、高効率電気・設備機器の導入に加え、日射熱を遮蔽するガラス、庇機能を持つテラス、自然風を地下から屋上に誘導する吹抜け等、様々な取り組みを通じて、エネルギー利用の低減に努めます。(行政管理課)

② 温室効果ガス発生源対策

・公共施設の更新、統廃合等を適正に行う「公共施設マネジメント」の推進により、公共施設の総量削減に努めます。(政策推進課)

・COOL CHOICEを推進します。(環境推進課)

※「COOL CHOICE」とは、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。

③ 環境にやさしい移動手段(スマートムーブ)の取組【重点】

※「スマートムーブ」とは、通勤、通学、買い物、旅行など、移動に伴う二酸化炭素の排出を抑え移動をエコにするライフスタイルです。

- ・民間事業者による「シェアサイクル事業」の実施を支援します。
(都市計画課)

- ・バス、タクシー等の公共交通の充実を図ります。(政策推進課)

- ・「運転免許証自主返納啓発事業」により、70歳以上の人を対象に奨励金を交付することで自動車の運転に不安を抱える人の免許の返納について考えるきっかけにつなげます。(長寿応援課)

- ・次の事業を推進し、筋力アップや運動の楽しさを知ってもらうことで、近場へは自動車ではなく徒歩で移動する人を増やします。

 - 「ノルディックウォーキング・ポールウォーキング全国大会」
(健康政策課)

 - 「いろは健康ポイント事業」、「アウトドアヨガ事業」(健康政策課)

 - 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」(健康政策課)

 - 「国民健康保険運動教室」(健康政策課)

 - 「こっこつ元気教室」(健康増進センター)

 - 「フレイル予防プロジェクト」「いろは百歳体操」(長寿応援課)

(2) 再生可能エネルギー等の導入促進

再生可能エネルギー等の導入の促進に向けた普及啓発を行います。

① 再生可能エネルギーの推進

- ・市庁舎に太陽光発電パネルを設置しており、今後予定される公共施設整備においても設置を推進します。(行政管理課・政策推進課)

- ・市内の小・中学校に太陽光発電システムを設置しており、今後予定される公共施設整備においても設置を推進します。

 - (環境推進課・政策推進課)

(3) 循環型社会の形成

① 4Rの推進【重点】

- ・会議等においてタブレット端末等を使用することで「ペーパーレス」を推進します。(全庁)

- ・ごみの減量化を図るための取り組みとして、リデュース、リユース、リサイクル、リフューズの4Rを推進します。(環境推進課)

- ・レジ袋の削減を図るため、「マイバック」の持ち歩きの啓発を推進します。(環境推進課)

- ・日常生活や事業活動において、「グリーン購入」を推進します。
(環境推進課)

- ※「グリーン購入」とは、製品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んだ購入方法です。

- ・「フードバンク事業」により、食を必要としている方などを支援するため余剰食品を有効活用して食料を提供することで「もったいない」を「ありがとう」に変えるとともに、食品ロスの削減を推進します。(共生社会推進課)

- ※「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられた食品を指します。

- ・「フードドライブ」は、コンビニ等にフードドライブボックスを設置してもらい、各家庭の余剰食品の提供を受け、それらをまとめてフードバンク団体などに寄贈することで、食品ロスの削減を推進します。(共生社会推進課)

② ごみの分別の徹底

- ・「分ければ資源」を実践する適切な分別や使用済み製品、容器包装の回収に協力することで家庭からのごみの減量化を推進します。
(環境推進課)

- ・転入時の外国人に対して、外国語のごみの分別の啓発冊子を職員が説明のうえで配布することにより、適切な分別につなげます。
(環境推進課)

③ 可燃ごみの水分量の軽減

- ・ごみの排出抑制のため、生ごみ排出時の水切りなどにより、生ごみの減量化を推進します。(環境推進課)

(4) 二酸化炭素の吸収源対策

① 身近な自然環境の保全

- ・「緑化推進事業」及び「緑地保全事業」により、民有地の緑化を推進し、市民等が所有する樹木・樹林の保全を図ります。(都市計画課)

- ・市民や市民団体の協力により、市有緑地の維持・整備を推進し、樹木・樹林の保全を図ります。(都市計画課)

(5) 温暖化対策の周知・啓発

① 情報発信の推進

- ・広報しきや市ホームページなど様々な媒体を活用しながら情報発信を行います。(環境推進課)

- ・「環境講座」を実施することで市民や事業者の環境意識の向上を図ります。(環境推進課)

② 環境教育の場の提供【重点】

- ・市内の小・中学生を対象に「環境教育」を実施することにより、子どもたちが学習した知識を各家庭へ持ち帰り、世帯で共有することで、市民全体の意識向上を図ります。(環境推進課)

③ 自然との触れあいの場の創出

- ・「緑地保全事業」により、市内に残された貴重な樹林地を保全するとともに、自然と人とのふれあいの場として提供します。(都市計画課)

取組の柱・2 適応策

(1) 温暖化の影響に起因する災害対策

① 「マイ・タイムライン」の作成

- ・「志木市地区別防災ガイドブック」に基づき、市民が、事前にマイ・タイムラインの作成をすることにより、地域特性に応じた災害対応ができるように、市民及び事業者の防災意識の向上を促進します。
(防災危機管理課)

② 水害対策

- ・「防災協力農地推進事業」により、農地保全を推進することで流域治水効果が期待できます。(防災危機管理課)
- ・「ふれあいの森整備事業」により、緑地を土地所有者に代わり市が借用・管理し、自然環境の保全を推進することで、流域治水効果が期待できます。(都市計画課)

(2) 気温上昇による健康被害対策

① 熱中症予防

- ・「クールビズ」を推進することで、熱中症予防に努めます。また、業務効率の向上や健康増進への効果も期待できます。(健康政策課)
 - ※「クールビズ」とは、冷房温度の適正化と、その温度に適した軽装や取組です。
- ・熱中症の発生を抑制するために、市メール配信や防災行政無線等を活用した注意喚起等を実施します。(健康政策課)
- ・市内の公共施設を「クールオアシス」及び、「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」として利用促進します。(健康政策課)
 - ※「クールオアシス」とは、県内の公共施設のほか、県内企業等に外出時の一時休憩所や、熱中症についての情報発信拠点を設置する取組です。
 - ※「クーリングシェルター」とは、適当な冷房設備が備わっていること、熱中症特別警戒情報が発表されたときは、クーリングシェルターを住民等に開放できること等の要件等を満たす施設です。

② ヒートアイランド現象への対策

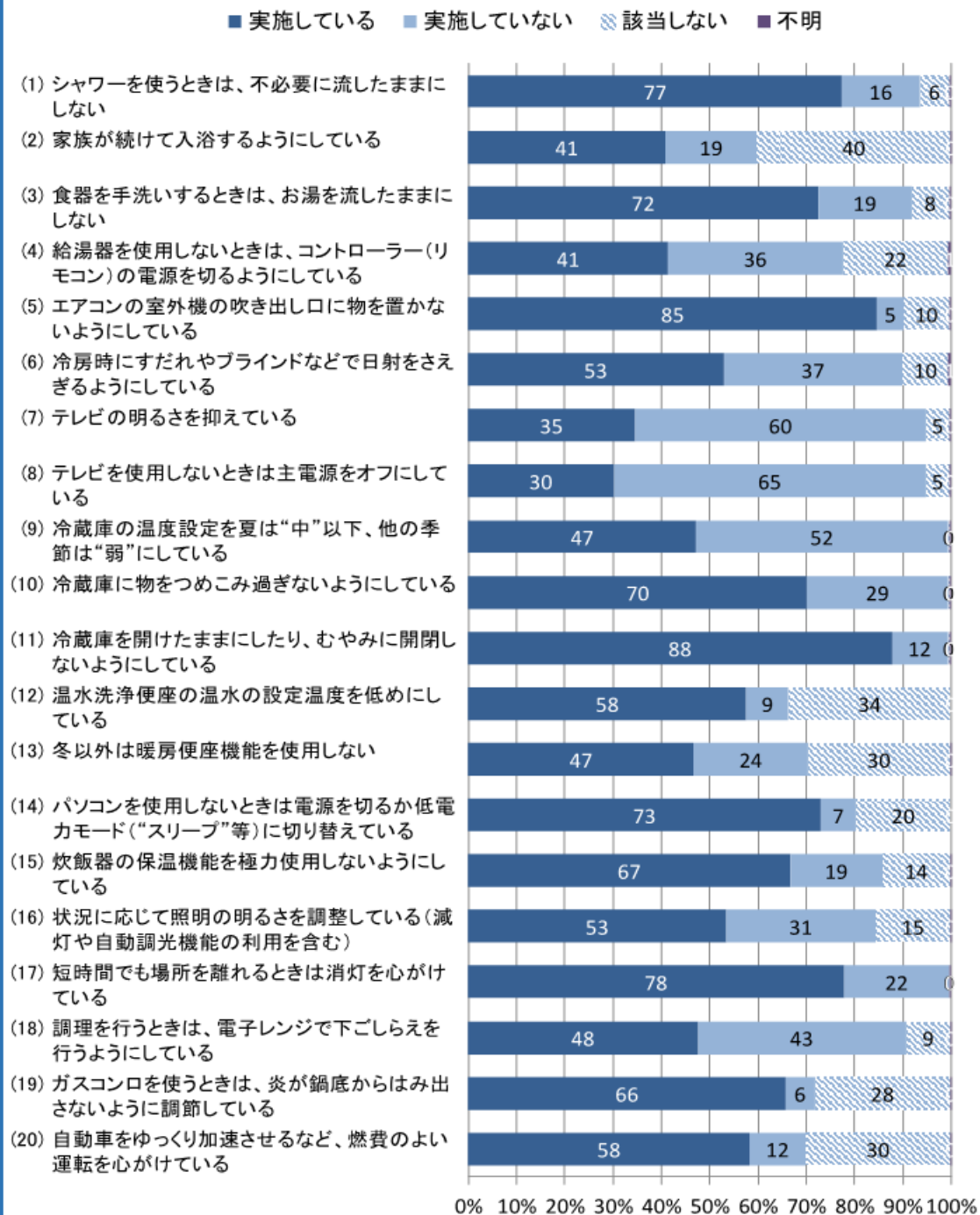
- ※「ヒートアイランド現象」とは、都市の気温が周辺地域よりも高くなる現象です。
- ・「緑化推進事業」及び「緑地保全事業」により、民有地の緑化を推進し、市民等が所有する樹木・樹林の保全を図ります。(都市計画課)

表 3－1 部門別における省エネ行動

部門	省エネ行動
産業	・ 冷暖房の温度設定を調整・適切利用・掃除の徹底 ・ エレベーターの適切利用 ・ クールビズ・ウォームビズの推進 ・ 地産地消の取組による流通過程で排出される温室効果ガスを削減及び地域経済の活性化 等
業務その他	・ 冷暖房の温度設定調整・適切利用・掃除の徹底 ・ エレベーターの適切利用 ・ スマートムーブの推進 ・ クールビズ・ウォームビズの推進 ・ 自動販売機の省エネ運転 等
家庭	・ 市内の小・中学生を対象とした環境教育の実施 ・ 省エネ性能の高い電化製品等の選択 ・ 節電の徹底 ・ 節水の徹底 ・ 食品ロスの削減の推進 ・ マイバック利用の推進 ・ スマートムーブの推進 ・ ノルディックウォーキング・ポールウォーキングへの参加の推進 ・ クールビズ・ウォームビズの推進 ・ 冷暖房温度の設定調整・適切利用の推進 等
運輸	・ エコドライブの推進 ・ エコカーの普及促進 ・ 自転車の利用推進 等
廃棄物分野	・ ごみの削減・リサイクルの推進 等

～身近にできる省エネ行動を確認してみよう～

省エネ対策は、身近にできる取組がたくさんあります。
ここではその一部を紹介します。
皆さんもできることから始めてみましょう。



省エネルギー行動実施状況

出典：環境省「令和4年度家庭部門のCO₂排出実態統計調査結果について（確報値）」より抜粋

表 3 - 2 身近な省エネ行動による温室効果ガス排出量削減効果（年間）

種類	取組内容	削減効果
エアコン	・ 1 日 1 時間、使用時間を減らす 冷房（28 度設定） 暖房（20 度設定） ・ 冷房設定温度を 27 度から 28 度に変更 ・ 暖房設定温度を 21 度から 20 度に変更 ・ フィルターを月 1 ～ 2 回清掃	9.2 kg - C O ₂ 19.9 kg - C O ₂ 14.8 kg - C O ₂ 25.9 kg - C O ₂ 15.6 kg - C O ₂
ガスファン ヒーター	・ 1 日 1 時間、使用時間を減らす ・ 暖房設定温度を 21 度から 20 度に変更	30.3 kg - C O ₂ 18.3 kg - C O ₂
石油ファン ヒーター	・ 1 日 1 時間、使用時間を減らす ・ 暖房設定温度を 21 度から 20 度に変更	41.5 kg - C O ₂ 25.4 kg - C O ₂
照明	・ 白熱電球（54W）から電球形 L E D ランプ（7.5W）に交換 ・ 蛍光灯器具（68W）から L E D 照明器具（34W）に交換	39.9 kg - C O ₂ 29.2 kg - C O ₂
冷蔵庫	・ 冷蔵庫の中を半分にする ・ 設定温度を「強」から「中」にする	21.4 kg - C O ₂ 30.1 kg - C O ₂
テレビ	・ 50V 型液晶テレビ 1 日 1 時間、使用時間を減らす 画面の輝度を 1 割下げる	12.4 kg - C O ₂ 8.0 kg - C O ₂
パソコン	・ 1 日 1 時間、使用時間を減らす デスクトップ型 ノート型	15.4 kg - C O ₂ 2.7 kg - C O ₂

出典：経済産業省資源エネルギー庁HPより抜粋

第4章 計画の推進体制・進行管理

1 計画の推進体制

本計画を推進するためには、行政がリーダーシップを発揮して施策の推進・促進に取り組むとともに、市民や市内事業者が主体性を持ち、地球温暖化対策に関する認識の共有や連携を図りつつ、行動して行くことが重要であることから、区域施策編の推進体制としては、事務事業編において設置済の志木市地球温暖化対策実行計画推進会議で進行管理行うものとします。

また、庁外部との連携や地域とのネットワーク構築も必要となることから、庁外を含めた体制についても検討していきます。

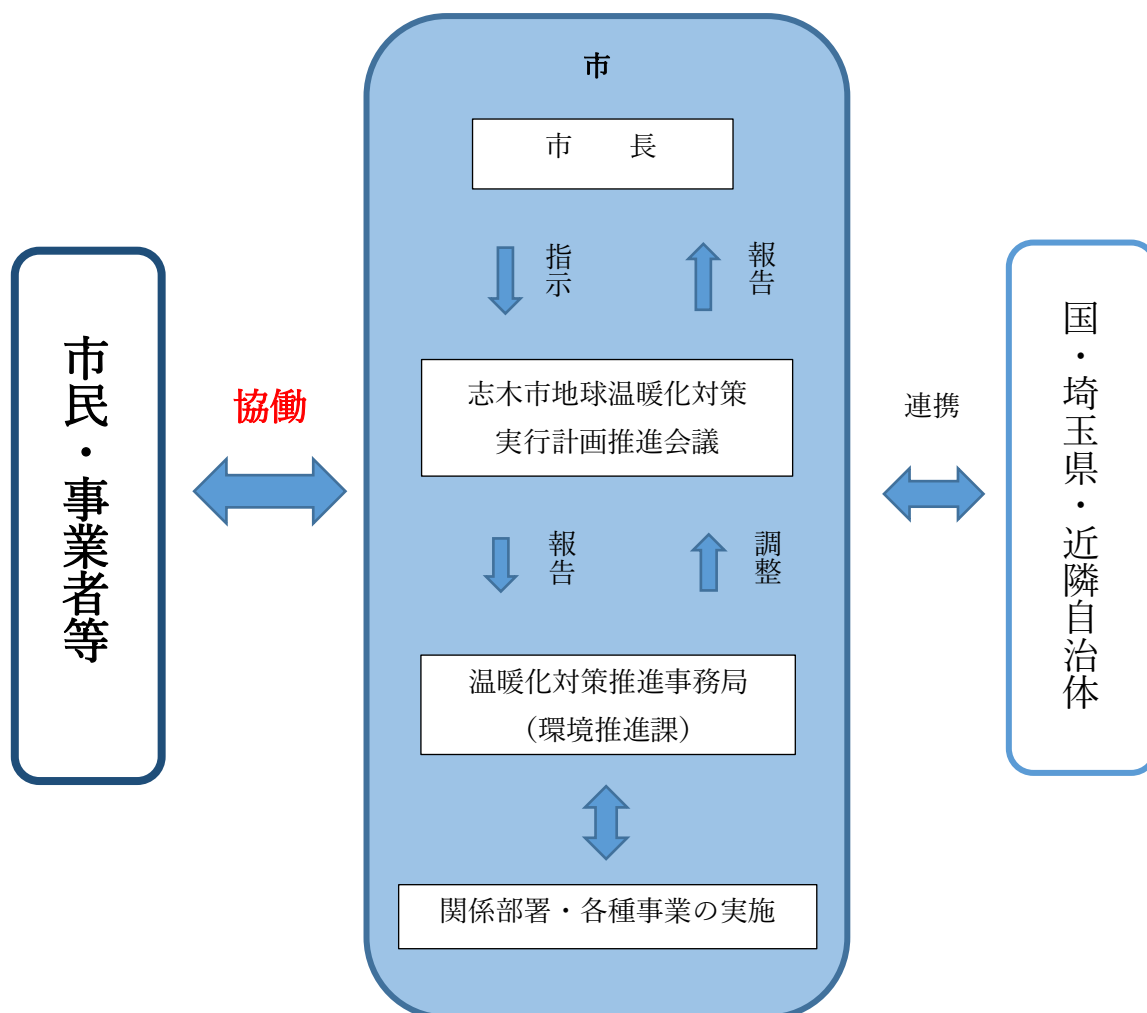


図 4 - 1 本計画の推進体制

(1) 志木市地球温暖化対策実行計画推進会議の主な役割

志木市地球温暖化対策実行計画推進会議は、主管課長会議の構成員をもって組織し、委員長は市民生活部長をもって充て、志木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定及び見直し、進行管理を行う。

2 計画の進行管理

計画の進行管理は、志木市地球温暖化対策実行計画推進会議を中心に、PDCAサイクルに基づいて、計画を着実に推進し、継続的に取り組みの改善を図ります。

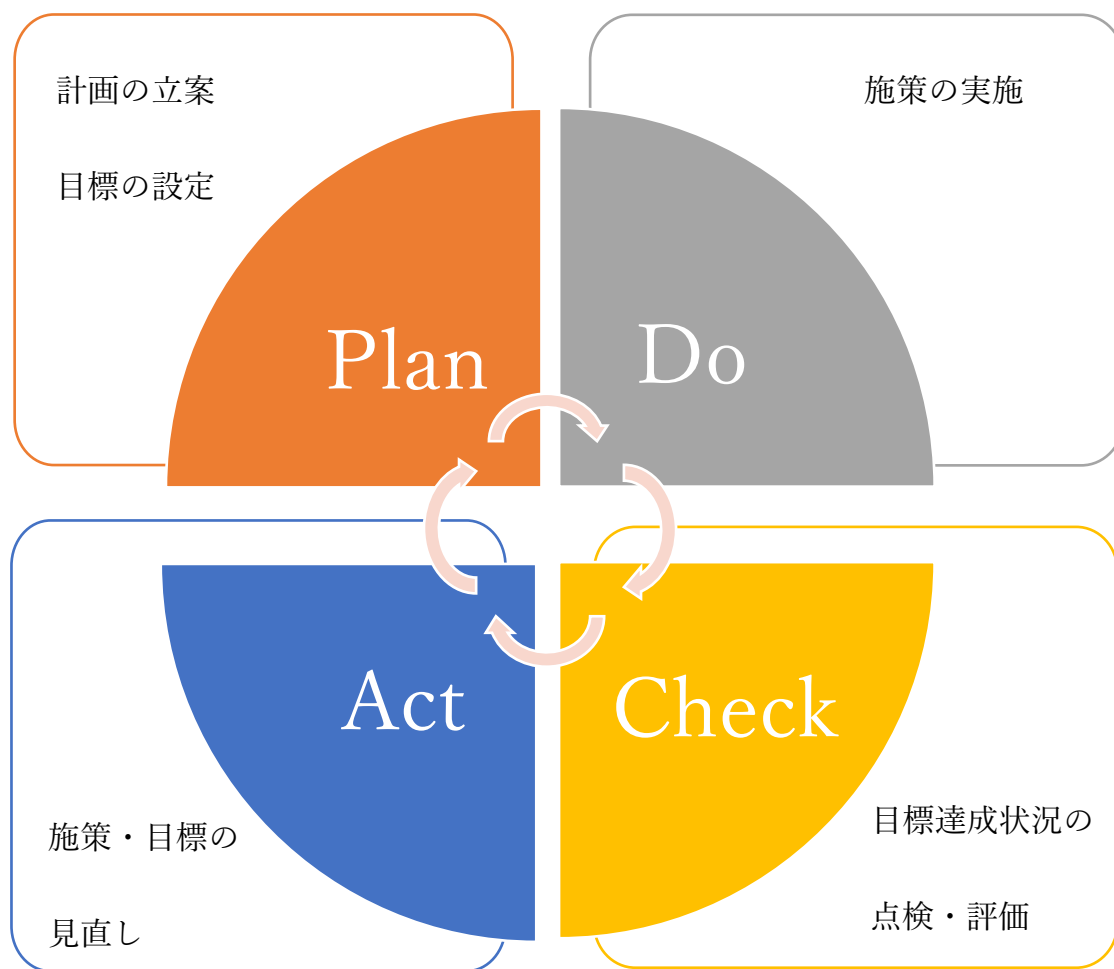


図4-2 計画の進行管理（PDCA）

本計画と「SDGs」との関係

「SDGs (Sustainable Development Goals)」は、2015 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年を年限とする 17 の国際目標で、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取り組む目標です。

本計画と「SDGs」は、それぞれが掲げる地球温暖化対策と「社会」「経済」の基盤となる「環境」目標の達成のために非常に重要な関りがあります。



図1 SDG s ウェディングケーキモデル

出典：農林水産省HP



図2 SDG s 17の目標（ゴール）

出典：国際連合広報センター

志木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

～市民力集結！ゼロカーボンシティの実現へ！～

令和7年2月発行

志木市 市民生活部 環境推進課

〒353-8501

埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号

TEL：048-473-1492

FAX：048-474-4462

E-mail：kankyou@city.shiki.lg.jp